

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和8年3月17日(火) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1岡安 俊也・3北澤 奈帆美・4田村 明 ・8喜多 義幸
9木下 伸裕・10小粥 文夫 ・11清水 喜代己・12藤田 直樹
13丸山 耕一・19太田 義政 ・21坂野 大徹 ・23水谷 隆
以上12名

欠席委員 2川邊 千秋・5前川 洋子

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 横井担当主幹・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
安濃：江副担当副主幹 香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 3北澤 奈帆美・11清水 喜代己

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第3回第1農地部会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の欠席は2番 川邊 千秋委員、5番 前川 洋子委員の2名でございます。出席委員は12名でございます。</p> <p>本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。3番 北澤 奈帆美委員、それから11番 清水 喜代己委員、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは初めに、会長先決の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから4ページお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から17で、件数は17件、合計面積は71,798.00㎡で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>5ページから17ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から25で、件数は25件、合計面積は84,644.91㎡で、その内訳は田が58,807.91㎡、畑が21,445.00㎡、その他が4,392.00㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>18ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1 申請地は畑で、取得年月日は平成4年7月23日でございます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は168.00㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。</p> <p>19ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1、アパート用地 番号2、物置小屋 以上、件数は2件、合計面積は613.00㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>20ページから21ページをお願いします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、番号2 貸駐車場用地 番号3 宅地造成</p>

番号4 会社駐車場用地
番号5 共同住宅用地
番号6 太陽光発電施設用地
番号7 宅地造成

以上、件数は7件、合計面積は7,064.00㎡で、その内訳は田が4,682.00㎡で、畑が2,382.00㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖、登記地目・現況地目とも田、面積 1,716㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖、登記地目・現況地目とも田、面積 206㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 一身田、申請地 一身田平野平野垣内、登記地目・現況地目とも田、面積 155㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 神戸、申請地 野田浜垣内、登記地目・現況地目とも田、面積 1,342㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町上野大道、登記地目・現況地目とも田、面積 1,110㎡ 外1筆、合計面積 3,066㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町上野荒洲、登記地目・現況地目とも畑、面積 495㎡。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷、登記地目・現況地目とも田、面積 1,584㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 長野、申請地 美里町北長野前田、登記地目・現況地目とも田、面積 488㎡ 外5筆、合計面積 2,699㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

23ページをお願いします。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町清水松本、登記地目・現況地目とも田、面積 2,650㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町曾根西川原、登記地目・現況地目とも田、面積 1,174㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号11、地区 草生、申請地 安濃町草生東相野、登記地目・現況地目とも畑、面積 327㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は11件、合計面積は15,414㎡で、このうち田が14,235㎡で、畑が1,179㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見をお伺いします。
番号1と2、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。2件とも何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号3、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。3月9日に現地確認を行いました結果、事務局説明のとおりで問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議 長 了解です。
番号4、地区 神戸、お願いします。

事務局 事務局です。番号4、地区 神戸なんですが、地元推進委員から現地を確認して、特に問題ありませんでしたという報告をいただいております。

議 長 ありがとうございます。
番号5と6、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。3月6日に現地を見ましたが、別に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号7、地区 棕本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。3月9日の日に現地確認しましたところ、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号8、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番、清水です。現地を確認に行きまして、別に問題ないということですが、譲受人の方が外国の方で、多分_____の方だと思っておりますが、結構真面目だという話を聞いております。よろしくお願いしますと思います。

議長 了解です。
番号9と10、地区 安濃、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号11、地区 草生、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ないということで、報告させていただくことはありませんでした。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号1から番号11について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。清水委員が言われた案件は何作るんやろう。皆さん、いかがでしょうか。

清水委員 11番、清水です。これはね、果樹やと思います。

議長 ありがとうございます、異議なしでよろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、24ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 藤水、申請地 垂水南浦、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 25㎡。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和56年に住居を建築し、進入路として使用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町大久保、登記地目・現況地目とも畑、面積 357㎡。

これにつきましては、申請地を墓参り用駐車場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は382㎡で、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認したところ、特に問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現地確認させていただきました。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 番号1と2、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町稲角、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 298㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地（自動車8台分）とするものです。令和5年頃から砂利を敷き駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、申請地 南河路備後、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 722㎡。

これにつきましては、申請地をアフタースクール建築とするものです。平成24年頃に田を埋めて雑種地にした旨の始末書の提出がありますことから、こ

れを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請地 大里睦合町南石橋、登記地目・現況地目とも田、面積 416㎡ 外2筆、合計面積 1,390㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電設備及び通行路等の管理用地とするものです。パネル設置面積は433.44㎡、パネル設置率は17%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町南長殿、登記地目・現況地目とも田、面積 669㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電設備及び通行路等の管理用地とするものです。パネル設置面積は433.44㎡、パネル設置率は34.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町南長殿、登記地目・現況地目とも田、面積 694㎡ 外1筆、合計面積 832㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電設備及び通行路等の管理用地とするものです。パネル設置面積は361.2㎡、パネル設置率は43.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大里、申請地 大里睦合町南長殿、登記地目・現況地目とも田、面積 532㎡ 外2筆、合計面積 1,483㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電設備及び通行路等の管理用地とするものです。パネル設置面積は433.44㎡、パネル設置率は18.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

26ページをお願いします。

番号7、地区 雲林院、申請地 芸濃町河内北畑、登記地目 畑、現況地目 進入路、面積 13㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。50年以上前から居宅に入るための進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 雲林院、申請地 芸濃町河内北畑、登記地目 畑、現況地目 進入路、面積 3.30㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。50年以上前から居宅に入るための進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 雲林院、申請地 芸濃町河内北畑、登記地目 畑、現況地目 進入路、面積 6.61㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。50年以上前から居宅に入るための進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町林上垣内、登記地目・現況地目とも畑、面積 582㎡ 外1筆、合計面積 936㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は404.33㎡、パネル設置率は43.19%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤之森、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 438㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。令和2年9月18日に駐車場として農地法第5条の許可を取得し利用してきたが、改めて今回の転用目的で申請をしたい旨の経緯書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本沢、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,453㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場、資材置場用地とするものです。令和3年10月頃から駐車場・資材置場、車両旋回場として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は9,243.91㎡で、このうち田が7,987㎡で、畑が1,256.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

事 務 局 事務局です。安東地区の川邊委員より、今回ご欠席させていただくこと、申し訳ありませんということと確認の結果のご報告をいただいておりますので、読ませていただきます。

議案第3号、番号1、安東の案件。3月9日11時、現地にて事務局、行政書士、農業委員、推進委員3名、合計6名。1名は欠席のため、当日自宅へ出向き、報告・協議に行きました。

農地部会地元委員の意見としましては、当日、行政書士の方といろいろ意見交換し、現地確認した結果、申請書どおりの転用であれば、農業委員、推進委員とも問題ないとの意見でした。以上が川邊委員の意見になります。

議 長 ありがとうございます。
番号2、地区 新町、お願いします。これも同じやね。

事 務 局 事務局です。はい、同じです。
議案第3号、新町の案件ですが、川邊委員より、3月6日に事前に現地確認し、9日に推進委員と協議した結果、問題ないとのことでしたので、17日の委員会で報告をお願いしますということの報告を受けております。

議 長 ありがとうございます。
番号3から番号6、地区 大里、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。現地確認させていただきました。問題はないと判断させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 番号7から9、地区 雲林院、お願いします。

木下委員 9番、木下です。番号7から9です。3月9日に地元推進委員さんと現地を確認して、異常はなしとのこと。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号10と11、地区 明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。3月9日、現地確認しましたところ、特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 了解です。
番号12、地区 棕本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。同じく3月9日に推進委員共々現地確認に行きました。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号12について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

丸山委員 13番、丸山です。若干質問をさせてください。
番号2と番号11です。番号2につきましては「アフタースクール建設」というふうに、何か建物が建つようなニュアンスで転用目的が書かれているんですけども、雑種地に変わるという取り扱いでいいのですか。番号11については、前にも5条許可を取られているということでしたら、この雑種地に改めて許可を取る理由はなんでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 事務局です。まず、番号2については、アフタースクール建築ということで、建物を今回建てる計画になっているんですけども、始末書といたしまして、

もう既にそこを雑種地のように造成してしまっているという経緯がつけられているということです。現況地目は雑種地として記入いただいておりますが、今回建物を建てると、地目は宅地等をつくかと思えます。11番については、当時、駐車場として転用して駐車場として使っていたんですけれども、今回地目を変更しようと思ったときに地目が変わらなかったのも、ちょうど家を建てるタイミングで、改めて5条申請を出されたということになります。

丸山委員 13番、丸山です。これは、どちらも今回の転用後は宅地に変えるということですね。わかりました。

議長 それでは、1から12について、異議のない旨の発言がございましたが、よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町大谷、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,726㎡ 外4筆、合計面積 5,525㎡。

これにつきましては、申請地を観光藤園として令和8年6月30日まで一時転用とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は5,525㎡で、このうち田が3,799㎡で、畑地が1,726㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。何ら問題はございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 これは毎年、観光のための一時転用です。こちらも現地確認をしております。
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでございますか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いた

します。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、28ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町八幡、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 366㎡。

これにつきましては、申請地を分家住宅敷地とするものです。平成5年頃に建築物を設置し除却しましたが、令和7年12月頃に新たに造成した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。

農地区分は第1種農地で、不許可の例外（集落接続の住宅用地）に該当するものと判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町蟹田、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 420㎡。

これにつきましては、申請地を店舗用地（美容院）とするものです。平成31年4月頃から資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は786㎡で、このうち田が420㎡で、畑地が366㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 雲出、お願いします。

北澤委員

3番、北澤です。現地確認の結果、特に問題はありませんでしたのでよろしくをお願いします。

議長

了解です。

番号2、地区 大里、お願いします。

岡安委員

1番、岡安です。現地確認させていただきました。問題はございません。よろしくをお願いいたします。

議長

分かりました。

番号1と2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第6号、別冊でお配りしております農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

1ページから35ページをお願いします。

件数は173件、合計面積は611,381.7㎡で、このうち田が598,702.03㎡で、畑地が12,629.67㎡で、その他（農業用施設）が50㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

議事参与の制限の対象者は小粥委員と丸山委員になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件のほうからご審議をお願いいたします。

整理番号92から整理番号97についてです。

_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 該当するページは19ページから20ページでございます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですな。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 ありがとうございます。
続いて、整理番号91、116についてです。
_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議 長 該当するページは19ページと25ページです。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですな。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 ただいま議事参与の制限に関するものから審議をいただきまして、これについては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。
それでは、これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもって、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時44分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____